

第8回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年9月10日（水）午後1時30分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
 - (1) 報告第13号－2 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について
(前回提案された事項)
 - (2) 協議第9号 慣行の取扱いについて（協定項目20）
 - (3) 協議第10号 病院関係事業の取扱いについて（協定項目25－26）
5. 次回の協議事項について（提案説明）
 - (1) 協議第11号 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25－1）
 - (2) 協議第12号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて（協定項目25－2）
 - (3) 協議第13号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目25－7）
6. その他（次回の会議日程等の連絡）
7. 閉 会

<配付資料>

- ・ 第8回会議資料
- ・ ※1 第2回新市事務所位置検討小委員会会議資料
- ・ ※2 第2回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料
※1※2の資料は、参考資料として所属委員会以外の分を配付してあります。

<当日配付資料>

- ・ 報告第13号－2 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	倉田 一利委員
木原 数成委員	湯前 則子委員
吉村 久則委員	新村 俊委員
津田和 操委員	宮田 揮彦委員
小原 健彦委員	上村 哲也委員
西村 新一郎委員	榎木 ヒサエ委員
笹峯 護委員	松山 典男委員
東麻生原 勉委員	石田 與一委員
池田 靖委員	永田 龍二委員
川畑 繁委員	徳永 麗子委員
徳田 和昭委員	砂田 光則委員
川東 清昭委員	岩崎 薩男委員
常盤 信一委員	松永 讓委員
木場 幸一委員	原田 統之介委員
黒木 更生委員	児玉 實光委員
迫田 良信委員	八木 幸夫委員
浦野 義仁委員	林 麗子委員
川島 暁委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

狩集 玲子委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員さん方の2分の1以上という出席の定足数を満たしております。ただいまから第8回始良中央地区合併協議会を開会いたします。まず初めに当協議会の鶴丸会長からごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。まだ暑さも大変厳しい状況で残っておりますが、また、皆さん方には大変お忙しい中、第8回目の始良中央地区合併協議会にお一人の方を除きましてほぼ全員の方々にご出席いただき、開催ができますこと、心から感謝を申し上げたいと思います。さて、9月6日に溝辺町のみそめ館におきましてフォーラム委員の提言報告会を開催いたしました。時間は午後1時30分から5時までと3時間半にわたる長い時間でもございましたけれども、1市6町から総勢500名という方々の多くの参加を得まして盛大に開催することができました。特に、まず、増水委員長をはじめ、それぞれの方々が役割分担を決めていただきまして終始素晴らしい会になったのではないかと考えております。特にいわゆるフォーラムのディスカッション、パネルディスカッションにおきましては五つの分野、いわゆる社会基盤、生活環境、保健福祉、産業経済、教育文化、この五つの分野につきましてそれぞれの代表の方々が提言をまとめて報告をいただきまして、その後会場の方からも意見の交換ということで多くの意見も出されておきまして、それこそ有意義に終わったのではないかというふうに考えているところでございます。現在、この提言いただきました、フォーラム委員の方から提言いただきました報告につきましては、職員のいわゆる財政・企画担当係長で構成いたしますワーキング会議でこれを踏まえた骨子案づくりが進められております。この骨子案を基にいたしまして次のいわゆるプロジェクト会議、これは財政・企画担当課長等で構成する会でございますが、ここでさらにその案を整理し、このフォーラム委員の皆様方と調整の上、10月の初旬にはこの協議会へ骨子案を提言いただくということになっているところでございます。次に、新名称募集に関しまして、お手元に配付してございます「新市の名称を募集します。」というこのようなパンフレットも出来上がりまして、9月16日から10月31日までの46日間で開催するというところになっております。このパンフレット、それから葉書が付いておりますが、この部分につきましては今後合併協議会だより第4号の中に折り込みまして各家庭にこれを送付するという予定にいたしております。また、加えまして、そのほかにも、必要な方につきましては、当該市町村の窓口でこれを受け取ることができるということ。あるいは、さらに学校等へもこれを配付をしたいというふうに考えているところでございます。さらに受付につきましては、これは切り取って投函されるような形になっておりますけれども、応募はこの葉書でも結構ですし、あるいはファックスでも結構ですし、Eメールでも結構だということで幅広く受け付けたいということで今後進められるということになっているところでございます。今日はこの後第4回目の事務所位置検討小委員会、さらには第3回の議会議員の定数及び任期検討小委員会

を開催することになっておりますので、関係の委員の皆さん方にはどうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。本日も委員の皆様方のご協力を得て実りの多い会議になりますことをお願い申し上げまして私のごあいさつに代えさせていただきたいと存じます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、これからの会議の進行につきましては、当協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見、ご協力よろしくお願申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

資料の2ページ目でございます。諸般の報告を申し上げます。8月の**28**日、本第7回の協議会が終了いたしましたから二つの小委員会が開催されました。第2回の新市事務所位置検討小委員会と、それから9月の4日に開催されました第3回の同小委員会につきましては、後ほど委員長の方から報告がございますので、私の方からは内容については割愛をさせていただきます。第2回の議会議員の定数及び任期検討小委員会におきましては、新設合併における議会議員の定数及び任期の取扱いについて研究をいたしております。それから、8月の**29**日に二つの会議を開催いたしております。一つには始良地区法定協議会、これは始良西部地域の法定協議会と、それから吉松、栗野地区の法定協議会、この私どもも含めまして三者の事務局長が集まりまして今後、それぞれの協議会に関係してまいります一部事務組合等の今後の取扱い等について顔合わせ会を行ったところでございます。それから、午後からは県庁におきまして第2回の合併協議会事務局長等の会議がございました。これは総務省の方から合併推進室の課長補佐においでをいただきましてこれからの基礎的自治体というようなことにつきまして講義をいただいております。それから、9月の2日でございますけれども、農業委員会の会長、事務局長会議を横川町で開催いたしました。これは農業委員の任期等の特例の適用等について協議を行っております。それから、同じく第8回のまちづくりワーキング会議、これは財政担当部門でございます。いわゆる新市のまちづくり計画についての財政部門の協議を行っております。それから、9月の4日でございますけれども、第8回の幹事会をこの会場で行っております。それから、男女共同参画、それから姉妹都市・国際交流の関係、それから交通関係事業についての協議を行っております。それから、第9回のまちづくりワーキング会議を**10**時から国分市において開いております。これも新市のまちづくり計画につきましての基本方針案の検討を行っております。それから、9月の5日につきましては、それぞれの所で事務事業の一元化調整のための進め方についてや、それから人事分科会におきましては特別職の身分の取扱い等について研究を進めております。それから、9月の6日でございますけれども、まちづくりフォーラムの提言報告会でございます。

先ほど会長の方からその概要について説明がございましたので、私の方からは割愛をさせていただきます。9月の**10日**、本日でございます。これも二つの小委員会がこの協議会議終了後開催をされます。なお、午前中におきましてはまちづくりワーキング会議のこれは企画部門の担当の会議を開催いたしております。今後の予定でございますけれども、それぞれの分科会等を予定をいたしておりますし、それから9月の**16日**には第9回の幹事会をこのホールで開会いたします。内容につきましては特別職の身分の取扱い等の協議を行う予定にいたしております。なお、また、本日にお配りいたしております資料にもございますが、新市名称の公募を開始いたしますのが9月の**16日**から**10月の31日**まででございます。協議会だよりが一部本日届いているものもございますし、明日に届く地区もございますが、いずれにいたしましても各市、町の広報等と合わせるような形で配布をしております。以上が諸般の報告でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第**13号**ー2、新市事務所位置検討小委員会の協議経過及び結果につきましてを議題といたします。本件につきましては新市事務所位置検討小委員会の設置規程に基づいて八木委員長さんの方からご報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

はい、それではご報告させていただきます。新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について、新市事務所位置検討小委員会の第2回会議を8月**28日**に、第3回会議を9月4日に開催いたしました。新市事務所位置検討小委員会設置規程第7条の規定により以下のとおりご報告申し上げます。まず、第2回新市事務所位置検討小委員会協議報告書、開催日時は**15年8月28日**午後3時**10分**から4時**40分**まで当ホールの多目的ホールで開催しております。出席は1名の委員を除いて**21名**出席いたしております。まず、新市事務所位置設置方式について、先進地事例、新市の事務所の設置方式について前回の小委員会で要望のあった先進地事例として本庁方式、分庁方式、総合支所方式の各事例の現況や課題を調査し、研究と意見交換を行っております。2、始良中央地区1市6町の行政機構について、平成**15年**4月1日現在における1市6町の部、課、室、係などの行政機構や部門別職員の状況について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行っております。2、庁舎建設の是非について、現在における各市町の本庁舎の状況、既存の庁舎における対応可能職員数と庁舎建設事例と事務所建設の場合の財政措置、合併特例債なども絡んでまいりますけれども、等について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行っております。3、次回の協議事項について、審議日程に基づき次回は9月4日の予定の第8回幹事会終了後に新市事務所、本庁の位置について協議することとし、事

務局より市町間の庁舎の距離、所要時間、交通事情、道路網、他の官公署及び人口重心等の資料により事前説明を受け、第3回小委員会で研究、審議することを確認いたしております。第3回新市事務所位置検討小委員会協議報告書、開催日時は9月4日午後3時から午後4時40分、当ホールで開催いたしております。1名の委員を除いて21名出席いたしております。1、新市の事務所、本庁の位置について、新市の事務所、本庁の位置について、始良中央地区1市6町の人口重心、通勤・通学等の生活圏、公共交通機関の運行状況と道路網などの交通事情、国や県の官公署等の位置関係について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行っております。また、前回の協議事項でありました事務所の設置方式についても再度活発な意見交換が行われております。2、次回の協議事項について、審議日程に基づき第4回、最終回になると思っておりますけれども、小委員会を本日の協議会終了後に開催し、これまでの意見を踏まえ、庁舎建設の是非、新市事務所の方式及び新市の事務所の位置について審議することを確認いたしております。以上ご報告いたします。平成15年9月10日、始良中央地区合併協議会事務所位置検討小委員会委員長八木幸夫。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、ただいまの委員長の報告に対しましてご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。なお、質疑につきましては、委員長は自席の方で答えをさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特にないようでございますので、報告第13号-2、新市の事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、協議第9号、慣行の取扱いについて、これは協定項目の20になりますが、議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、総務専門部会の方から何か補足説明がございましたらここで説明いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございます。協議第9号、慣行の取扱いについて、協定項目20につきましては前回提案説明を行ったところでございますが、再度その概要についてご説明申し上げます。資料は前回第7回会議で配付されました会議資料の4ページでございます。同じく5ページから10ページまでは参考資料としまして各市、町の現況などをお示ししております。協議を求める内容といたしましては、1、市章、市民憲章、市の花、木、歌等については、新市において新たに定める。2、宣言は、新市において調整し、新たに制定する。3、表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。4、各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整するの4項目でございます。この慣行の取扱いについては、ほとんどの新設合併の先進事例と同様、基本的には新市において新たに定める又は調整するというふうに提案したところでございます。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件についての質問、ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の木場でございますが、3日の日に特別委員会をやりましてこの件について委員の意見を求めましたところ、市章については、前回事務局の提案説明にもありましたように、新市のシンボルであり、できることなら合併までに決めるような努力をしてほしいというような意見であります。また、今まで市、町の花木につきましてはそれぞれの住民に長年親しまれてきたものであり、各種行事とともに地域性を尊重して検討してほしいということ。また、表彰制度については、合併までに受けられた表彰者は、新市においても特典、待遇は継続されることを望むというような意見がありました。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま木場委員の方からお話ございましたけれども、このことについて事務局の方、3点でしたね、ご要望という、今お話がありましたけれども、市章、市章につきましては合併の前までにできたら制定できないものだろうかというのが1点、2点目は、市の花、木、これはこれまでそれぞれの所で長い間馴染んだものがあるんで、これらも配慮してほしいということ。それから、表彰制度につきましては、合併後もその一定の恩恵というんでしょうか、合併までの間のそういったものについての配慮ができないのか。こういうことでしたでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

今ご質問のありました件につきましては、総務専門部会でも全く同じような話がありましたことを先日申し上げましたところでございますので、あと協議会の方でご審議していただければというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、事務局の方からも部会の方でも同様なご議論がなされたということでございますが、この件につきまして、この内容につきましては今ここに掲げているような表現をいたしているところでございますが、今そういうお話があったというような形の付帯というんでしょうか、そういった意見を付けるような方法も一つの方法かと思えます。これについてさらにこの中に織り込むべきであるとか、何かご意見がございましたら伺いをいたしたいと思えます。それでは、今、ただいまお話があった部分につきましていかがでしょうか。その全体の中での付帯事項ということでこういう意見を添えてですね協議会の報告なりという方法をとる方法もありますが、いかがでしょうか。要はその市章についてはできるだけ早い段階でいろいろ検討してくれないかということが1点目ですね。それから、先ほどの花、これを定める時には、それを十分それぞれの地域の思いをやっぱり配慮してほしい。そしてもう一つは表彰制度の部分でございましたけれども、事務局の方はいいのかな、そういう整理の仕方でいいの。今、ご意見があった付帯の話

につきましては、ちょっと事務局の方の考え方も少しあるようでございますので、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それぞれ分科会、部会の中で各市、町の状況についてそれぞれここに提案いたしております件につきまして現状を把握しながら、そして今後の方針という形で取りまとめをさせていただいております。3点ほどございましたですけれども、いわゆるこれからこういう方針を定められますと、仮に定めていただくとしますと、これに向けての作業が始まってまいります。それにつきましてはそれぞれ、例えば、市章でありますとか、市の花でありますとか、木でありますとか、いろいろとまた募集をする要項等、その手法等を定めた上で、住民の方々等にもまたいろいろとご意見とか、アンケートじゃないんですけれども、そういうようなご希望等を聞かなければならないというようなそういうような状況も出てこようかと思えます。そして、また、表彰の制度につきましても、ここに書いてありますとおり、それぞれ制度が違っております。これがただ一つの市になるわけでございますので、それぞれの市、町の状況の以前の状態でいいのか。あるいは、また、新市になるわけですので、その中で制度を統一する必要があるのかどうか。そこから辺も含めまして新しい制度をどういうふうに構築していくかということの整理をしなければならぬというふうなことが出てこようかと思えます。したがって、このような方針を受けましてそのような作業が出てまいりますので、明確にいついつまでに完了できるということをまだこの段階において決定することは非常に難しいのではないかと思います。今いろいろと委員の方のご意見があったものについては、それらを踏まえまして今後の作業の中で具体的な取り組みをしてまいると、そのようなことになろうかと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますか。先ほど付帯ということをお願いしましたがけれども、そういうことではない形の中で、今お話があったことを踏まえた対応をできるだけやっていきたいと、やってみたいという趣旨の答弁でございました。よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

牧園の池田でございますが、4番目の「各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。」とございますが、この調整内容の中にそれらの比較表等はないようでございますが、その辺をお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま池田委員の方からございましたこの項目の4番目ですね、「各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。」ということでしたが、その調整等の状況の部分がないようだけれどもということ。説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

この件につきましては先日申し上げましたんですけれども、基本的に各種行事とは、成人式とか、出初め式など古くから各市、町で行われてきております各種行事のことで

ございます。細かいことはそれぞれの関係のある分科会で再度検討することにいたしておりますので、ここでは地域性を尊重するということが非常に、大変重要なことであるということから、新市において地域性を尊重しながら調整するというを基本的な姿勢として盛り込んでほしいということで提案したところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

地域性を尊重しながらということであれば、そういう各町、市町が同じことをやっているものを除いたですね地域性における何らかの一覧表と申しますか、そういう資料はお集めにならなかったかどうかを伺いたい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今ですね専門部長の方からお答えがありましたけれども、今後この件につきましては、各分科会、専門部会でそれぞれ個別に出てまいりますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にございません、ほかにございませんようですので、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思っております。この件につきましてはこの提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第9号、慣行の取扱いについて（協定項目20）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第10号、病院関係事業の取扱いについて（協定項目25-26）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で公営企業等専門部会の方から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

公営企業部会の濱崎でございます。前回第7回始良中央地区合併協議会で協議第10号、病院関係事業の取扱いについて協議事項として提案説明申し上げましたところでございます。資料は前回の12ページから18ページと19ページから28ページの参考資料でございます。再度協議事項について説明申し上げたいと思っております。病院、診療所については新市に引き継ぐ。なお、夜間診療所の医師体制については、合併後に委託先と協議する。また、新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健福祉との連携を強化し、調整を行うことで協議、調整を終結した。協議の中の意見といたしましては、隼人町立医師会医療センターについては、国からの譲渡条件として10年間は指定用途に供しなければならない契約になっていることを踏まえ、現行の体制を継続することが最善であるとの意見が出されました。また、国分市市立土曜休日夜間診療所は現在国分市の開業医による輪番制となっているが、合併後継続する場合はどのようなことになるかということや、国分市以外の利用者もかなり多いので、必要性は感じている。また、現在18時から22時までの

夜間診療で行われているが、**24時間体制**にできないか。このような意見を集約したところ、国分市の土曜休日夜間診療所は、隼人町立医師会医療センターとは別に継続する必要があり、新市になった時点で医師会と十分に協議をしながら詳細については決定していくということと同時に、両現場の医療体制及び設備等の充実に取り組む必要があるという結論に達しました。以上のようなことをございますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、補足説明がございましたが、これから協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

特別委員会の中の意見であります。隼人町のこの医師会医療センターを中心とした医療、保健、福祉の拠点としてここを位置付けて、この医療センター健全経営の下で夜間診療、救急医療をはじめ、医療体制の充実を図り、国分の夜間診療所については統合、廃止の方向も含めて検討した方がいいのではないかなという意見もありました。事務局の説明と相反する意見でありましたが、合併協議会の中の意見でありますので、報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま木場委員の方から、その隼人町立医師会病院の報告、提言の方は継続の報告がありましたけれども、少しそれと違う意見があったということをございます。取扱い、まとめの方向、今の意見に対しましてほかございませんでしょうか。今おっしゃったのは、継続ということについてのもう少し全体的に再度補足していただかせんでしょうか。これは今のここは新市に引き続いて今の体制で継続していきますよというのがこの趣旨でございますので。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

新市に引き継がれることは異議があるわけではありませんが、今後、「夜間診療については、合併後に委託先と協議する。」というようなこともうたっておりますけれども、この件については隼人町立のこの医師会の医療センターと協議を進めながらこの施設の充実を図って、こっちで対応できるような体制はできないかというようなそういう考え方の意見でありました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この点については二本立てで今説明ございましたよね、隼人の部分と国分の部分と、そこを少し説明していただきたい。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

この国分市の診療所につきましては、医師会センターの方も夜間はやっているんですけど、医療センターだけでやるのは非常に無理があるということで、今のところ国分市の診療センターの方も、診療所の方も使って両立でやっていくと。それで新市になった時点で今先ほど申し上げました充実した医療体制に持っていかないといけないというよ

うな結論でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございます。同じ方向の中ということです。ほかにご意見ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

隼人の町立医師会病院のですね診療科目でそこに標榜がしてあるわけですが、報告では、脳神経外科と放射線科は、財政上困難なため、本格実施はされていないような報告を受けたわけですが、これは何か標榜していながらできないというような財政上のことだというふうに認識をしますけど、今後、合併以前、以後含めて協議をしていくというふうに理解をすればいいのかどうか。あるいは何か改善策があるのかどうかですね。そこ辺ちょっとよければお願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

始良郡医師会の副会長の八木です。医師会病院については脳外科をですね最初やるということで僕らもいろいろ取り組んで、いろんなご意見もお聞きしてます。今ですね、来年からスーパーローテと言って研修が、研修医がですね2年間いろいろ回っていかなくちゃいけないシステム、スーパーローテという制度ですけども、これがスタートすることによってですね、まず、脳外科をやる前に、麻酔科がいないとやっていけないということで、麻酔科を何とかしようということで、その麻酔科のドクターがなかなか確保できないんじゃないかということで、その辺が確保でき次第脳外科も進めていこうかなというふうに考えております。お答えになりましたでしょうか。すみません。放射線科についてはもう今スタートしておりますので、放射線科はやっております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうすると新しい新市でどうするかも検討するというところでよろしいんですね。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸一）

今、始良郡医師会は1市11町村でやってるわけですね。これが市町村合併で三つに分かれそうな雰囲気になって、今僕らの医師会も非常にどういう決着になるか迷ってます。医師会病院だけで夜間体制をやるのはちょっと無理な面もあります。というのは、今後ですね一層厳しいこういう医療業界の中で、ああいう大きな病院、200床を超える病院は地域支援病院というスタイルを持ってですね、それから入院機能をしっかりしていないとなかなか生き延びていけないようなスタイルになってまいりますので、外来を余りこ重要視する、重要視もちろんしていくんですけども、余りこ重要視できない時代になってくるかもしれません。ですから、医師会病院のこと、それから国分の診療所の件も合併した時点でどうなるのかちょっと分かりませんが、合併してみないと分からないということがあって予測できない面も多々あると思いますので、今僕ら一番悩んでいるのは、その三つに分かれて、始良郡医師会は分かれてしまう可能性があるものですから、そういうこともいろいろ視野に入れながらいろいろな所で話はしておりますけど。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がございました。この協定の中身につきましては、合併時点におきましては新市に今の体制を引き継ぎますというのが一つの柱でございます、中身は。次が医療体制の充実を図るため、合併後ですね医師会、保健福祉との連携を強化し、さらにその調整を行う、充実を図るためというような表現にされているところでございます。今、委員がおっしゃったようなこともその中に含まれるのではないかと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

霧島の浦野と申します。今、委員長の報告お聞きしたんですけど、合併に向けての総花的なですねサービス体制、これ万全だと思っんです、今の報告で。しかしですね、県立病院にしてもですよ、大島病院、県立病院、鹿児島にしてもですね全部赤字なんですよ。聞くとところによれば医師会病院も今後高度医療機器を入れるようになっていると。その辺のですね経理面の収支ですよ。これに示されているんですけど、合併に向けてはその辺をきっちり最初しとかんなですね、合併してからそれを研究するとか、それじゃあちょっと間に合わんと思っんですよ。だから、綿密な計画を持ってですよ、どこの病院経営も難しく、霧島町においても労災病院は撤退の予想が立つと。県立病院、市立病院にしてもそのとおりなんです。いつ潰れるかわからない。これは本当高度な医療サービスはみんな求めるんですけど、実際高度医療機器というのは非常に高価な物であつてですね、民間でも倒産する病院、しかも銀行管理が半数以上というのが医療界の実態だと思っんですよ。だから、もう少しねその委員会はその会計面のその辺の収支をきっちり立てられてですねこの協議会に出してほしいと、このように希望しますが、それはできますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、浦野委員の方からご質問、委員会への提示資料のことでございますけれども、質問が、ご意見がございましたけれども、部会、専門部会の中でのその辺の整理というのはどういう形でされていたのか。もしお答えできる状況があればお答えをお願いしたいと思っんです。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

病院関係のことで今、浦野委員からいろいろ会計面をはっきりしなさいということで、うちの医療センターは特別会計で全部会計面については議会にも報告し、全部報告をいたしておりますので、また要望があれば、いろんな内容につきましても報告はできと思っんですから、そういうふう理解していただきたいと思っんです。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

もう一遍お願いします。今、町長さんの言われる意味はよく分かるんですけど、新市に向けてのですねみんな、木場委員さんとか、いろんな要望があつたです、地元の特別委員会ですね。そういうのを全部取り込んでいってですねサービスだけ充実させたと。だけど、その経費的には先が見えないというふうじゃですね、何のため法定協議会で専

門部会を開いて、小委員会がやられてその提案されたか、ここに提出されたかということとは訳分からんようになると思うんですよ。だから、きっちりとした合併をするのであれば、その前に予測可能な限りですよ、隼人病院だけというんじゃないですよ、医師会病院だけ。新市に向けてのこの診療所もあるしですね、きちっとしたものを出していただきたいと。そうしないとですね審議の対象にならないと思うんですよ。だから、その点について私の要望を申し上げたいわけです。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

私が申し上げたのは、うちの町立医療センターのことを申し上げておりますので、今、委員のおっしゃるのは医療センターも含む国分にある診療所の会計等も一括した形で報告をしなさいということのようでございますので、それ以上は。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

隼人町につきましては、今、津田和委員の方からございましたように、報告を議会等についても示しをいたしておるということで資料はありますということでもございましたので、あとその辺の資料というのは委員会、幹事会あるいは分科会の中でも整理をされて引き続きということだったんだらうと思うんですけども、その辺の関係について少し説明ができれば補足説明をしていただきたいんですが。資料もあるのであれば、また出していただくということも含めて。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

診療所の場合はですね国分市、この前もご説明申し上げましたんですが、**14年度が401名程度、それと13年度が360名、それと12年が414名程度、大体1千万ぐらいの規模で運営がなされている**ということでございます。平成**14年度は1,400万、1,400万**ですかね、**1,451万3,229円**でやっております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私はそれはいいんですよ、資料であるわけですから。ただあれだけの夜間診療とか全部やりましょうと。ま、簡単に言えば全部やりましょうサービス関係はという発言であるし、報告だったと思うんですよ。そうであればあるほどですね医療費というのは莫大に上がるし、健康保険の問題でも全部響いてくるわけですから、だから、その辺のできるだけ、現実やってみなけりゃ分からないのは分かっておりますが、協議会にかける資料としてですね計画性を持たせたところの資料をいただきたいと、その上で審議したいと、こう私は思っているわけです。だから、それを要望したわけなんですけど。ただその現在出ている資料なんか、これはただ参考の資料になるだけであって、予測はつかないと思うんです。だけど、先ほどからずっと聞けばですねサービスは何でもできるぞと、夜間診療から何からですよという説明なんです。サービスは最高に持って行ってですよ、その代わり経費は何ぼかかってもわからんぞというにはですね新市に仮になった場合のですね医療の面で非常に苦労があると思うんですよ。だから、その辺を綿密なですね、このそういう今発表された資料等もありますから、きちっとした計画というものをお示しいただければ幸いですというのが私の希望なんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、国分市のこの夜間診療の仕組みを少し説明してあげられまして、そしてそれをやはり継続するという事で議論されたその辺を少し説明していただかないと、夜間診療というのはすべてに及んでいるような受け止め方をされていらっしゃるようですので、そこをよろしく願います。国分市の夜間診療の部分だと思いますので。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

国分の診療所の場合は、先ほど申しあげました平成14年度が401名、今後は、先ほど申しあげました。それで医師会医療センターの方も、医師会医療センターだけで夜間診療を十分やっていけないということで、今、国分市の方の診療所も同時にやっていただけたら負担が軽いというようなことで、今、新市に引き継いだ時にまたその内容を充実していくということで結論を得ております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。説明はですね、医師会病院の、隼人町のここでも夜間診療を現在対応をしていると。ここは先ほどお話がありましたような会計でずっとやってきておりますが、ここだけでは多分十分でないのではないかと。そうしますと、幸いに国分市の方でこれまで夜間診療をやってきておる部分がございますので、これを補完するような格好でしばらくはやっていくと、いった方がいいのではないかとというのがいわゆる分科会でのご意見だったということで、一本でそこを充実するという方法と、今のままを少し補完しながらやる方法と二つの議論がされて、一つの所での充実というのはどうだろうかというのが今の説明だろうと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

医師会病院のやつはですね、今、町長さんにお聞きしたんですが、既に私も申したとおり、資料はいただいていってるわけなんです。ただこれは新市ができた場合ですね、一緒になった国分市のやつがどんなその夜間診療を対応するとか、いろいろおっしゃいますけど、どのようになっていくかというのが予測が立たないわけなんです。はい、だから、会計面を私は心配してるわけです。医療の充実は誠に結構なこと。医療はもちろん充実して、先ほど申したように、最高のサービスを受けたい。これは当然なんです。だけど、一方の資料はなくて、新市になって何でもしましょう、これもしましょうと、高度医療サービスをいたしましょうと言ったところでですね、それについてくる裏付けのですね会計がどうなるかと、その予測をつけていただきたいということなんです。だから、隼人町ののはこれにあるわけですよ。だから、国分と合わせていただいて予測を立てていただけないことには、何のための協議会か分からないということなんです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、国分市の性格を言っていただいて、そしてどれぐらいの負担を繰り入れておりますよということだけを明確に言っていただければ。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

先ほど申しあげました事業費でございますが、歳出が1,451万でございます、そのう

ちの歳入は、診療者の人から**265万7,117円**、そういう一般財源から、国分市の方からです
ね**1,185万6,112円**、そのうちの交付税が**445万6千円**というようなふうの**14年度**は
そういう会計でされております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今おっしゃるようなそういう資料を早く出しとってくれというのがその趣旨のよう
でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

その資料の方、会長よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまお話がございましてのその資料についてはですね作成していただいて、また
委員会でも出していただきますように。補足、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

始良郡医師会の八木ですけど、私医師会病院の統括部会長をしておりますので、ちょ
っと分かる範囲でお答えさせていただきます。隼人町との公設民営ということで国から
移譲を受けております。今年の方までですね物品購入費と建物に関しては寄付が、補助
がございまして、それを使ってですね高い機械類は全部備えてしまおうということで
今やっております。ですから、もちろん高度を目指していろんな器具が必要ですけども、
いろんな施設も必要です。それはもう隼人町との、それから医師会病院と、僕ら医師会
と三者で話をしてそういうお金のかかる物は来年までで済ませてしまおうと、それが一
つであります。それから、資料には**13年度**しかなかったと思うんですけど、**14年度**では、
純利益が移譲された時**1億7千万**ぐらい、ただ僕が一番心配した、交付税を受けており
ますので、交付税が**1億6千万**ぐらいあるんですけども、合併した時点で、それから今
後情勢がいろいろ厳しいですので、交付税がどうなっていくのかなというのが心配なと
ころは心配です。ただ**20年**ぐらいのずうっとシミュレーションをやってみて、予想の患者
さんですね、入院、外来と分けて、そのシミュレーションをつくって、大体シミュレ
ーション以上で経過しておりますので、合併したからといってそんなにこう問題はなさ
そう僕らは予測はしているんですけど、ただ先ほど医療情勢非常に変わってまいります。
職員の方もだんだん年をとってこられて一番大変なのが人件費だと思いますので、その
辺の問題も出てまいりますので、多角的にずっと見ながらですね、合併した時には交付
税がどうなるんだろうとか、長期的にちゃんと見通せるんだろうとか、そういうシ
ミュレーションをもう**1回**やり直さなきゃいけないかと思っておりますけども、今の時点での**20**
年間ぐらいのシミュレーションはちゃんとできております。いろいろご指摘ありがどう
ございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

分かりました。お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

資料につきましては、先ほど申し上げましたように、お願ひいたします。ほかにござ

いませんでしょうか。特にございませんでしょうか、この件につきましては。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認していただくことにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第10号、病院関係事業の取扱いについて（協定項目25-26）は提案のとおり承認をされました。以上で議事につきましては終わります。続きまして会議次第5の次回協議事項についてを議題といたします。(1)の協議第11号、男女共同参画事業の取扱いについて、これは協定項目の25-1ということになりますが、これを議題といたします。本件は企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会長の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

それでは、企画専門部の会長をいたしております霧島町の企画財政課長の塩入谷です。よろしく願いいたします。それでは、3ページをお開きください。協議第11号、男女共同参画事業の取扱いについての提案説明をさせていただきます。男女共同参画事業の取扱いについて次のとおり協議を求めます。新市において男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。それでは、協議内容の経過と結果について概略説明を申し上げます。参考資料の4ページと5ページをごらんいただきたいと思いますが、それぞれ各市町の現況を掲載をいたしております。担当窓口、庁内推進組織及び懇話会があるか、ないか。それから基本計画が策定してあるか、ないか。それから実施している業務の内容、それに附属機関の内容等について横並びに載せております。男女共同参画事業は、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を負い、対等なパートナーとして等しく人権が尊重される社会、いわゆる男女共同参画社会の形成を推進していく事業であります。結論から申し上げますと、現在男女共同参画事業は全市町が取り組んでいる事業であり、また、男女共同参画社会基本法の中で「地方公共団体は、男女共同参画の施策に取り組まなければならない。」との責務があることから、当然新市においても推進すべき事業であるとの結論になりました。具体的には、現在実施している行政内部の推進組織及び住民懇話会を新たに設置するとともに、新市における男女共同参画に関する各施策を総合的に推進するための新たな男女共同参画基本計画の策定を早急に行う。さらには条例の制定も行っていく。なお、男女共同参画基本計画の策定までは、現在各市町が取り組んでいる各事業を再編拡大して実施していく必要があるとの協議がなされました。協議の中で、サラリーマンの勤労世帯が多い平野部の隼人町、国分市の取り組みが基本計画を策定するなど先行しているが、山村地域である5町の特長や地域性も十分織り込んだ新しい男女共同参画基本計画の策定を行ってもらうような要望が出されました。その他参考資料として6ページの方に男女共同参画社会基本法の抜粋を、7ページの方に先進事例を掲載いたしておりますので、ごらんください。以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会長から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の木場ですが、この中に「速やかに策定する。」とあるわけですが、この速やかにというのは期間を、どれぐらいの期間を想定してあるのかお伺いします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

専門部会の中で出されましたのは、やはり速やかなという年数につきましては、長くても2年以内という形でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

速やかにという意味が2年と聞いて納得したわけですが、ただし、辞典を引いてみましたところ、「素早く」とか、あるいは「たちまち」というような意味がありましたので、ほかの項目もかなりこの新市においてあるいは協議とか、策定するとか、検討するとか非常に多くの項目があるようでありますので、この辺を速やかにとしたときにほかの項目のその辺の協議に支障はないかというような思いでさっきお尋ねしたところであります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、ご理解いただいたのは、表現の問題を含めてだと思えます、速やかということ。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

非常にこの文言にしますと時限を特定するのは難しい面があるわけですが、今、回答のあった分については、いろいろ計画を策定する一つの期間としてその程度であれば策定可能であろうということが一つの2年という中での、この速やかな中での2年という判断だろうと思っております。作業の内容によっては、速やかにかかってもやはり2年とか、3年とかやはりかかる内容もあるかと思えます。したがって、そこに、これが2年ということでしたので、他の項目も2年というそういうところまで特定するものではないと思えますけれども、作業の進み、その内容によって若干のその幅があるということだけはひとつご理解のほどをよろしく願いしたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

ソニーの小久保でございます。少し私の意見を述べさせていただきます。初めてこの資料を拝見してこの「男女共同参画事業」という言葉は非常に古いなという気がいたしました。既に男女雇用機会均等法も施行されて数年経っております、企業におきまし

てはもう男女は差がないと、ジェネレーションフリーというのが始まっているわけですよ。この共同参画事業というのは差があるから何とかしなきゃいけないということじゃないといけないんですけども、新市の夢というのは男女が差がないと、したがって、こういうものにもうパワーは割かないんだと、もう全くフリーなんですよと。だから、新しい市はこんなことで議論したくないんだというような理想的なまちをつくっていくのが僕は先なんじゃないかなと。非常にこれはまだまだ旧態依然と引っ張って差があるから何とかしなきゃいかん。みんな集まって議論しようよ。フォーラムしようよ。そんなことやってる暇ないんじゃないかと。フリーでやってもいいだろう。もう差がないんです。この市はフリー、差がありません。男女共同一緒にしようという宣言した方が私はもっと進んだ市になるんじゃないかなという意見でございます。単なる意見です。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ご意見として承っておきます。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

ただいまソニーの小久保委員のもう大変な素晴らしいご意見をいただきまして、本当にそうだと皆さん思うわけでございますが、今現在の日本において、**1995年**の北京の女性会議で世界における男女共同参画の策定をするということを決議いたしまして、日本もそれに沿って進めておりますが、今現在男女共同参画策定を行っている市は日本において**72%**、町村においては**29%**というのが現実でございます。それで国分市におきましては今年いっぱい策定するという事で進められているようですが、今度は新市になりますとまたそれが新しい構想の下につくられるということで、「できるだけ速やかに」というご答弁をいただいたわけでございます。私どもの理想は、男女が常に人権の下に女権が認められなければ人権はないという基本的な構想ではあるわけでございますが、せんだって鹿児島県の議会におきましてジェンダーフリー社会に大変もの申すということで大変議会がもめまして、これが日本の男女共同参画会議審議会で取り上げられまして、「林はどのように思うか。」とおっしゃいましたので、「それはそれなりの女らしく、男らしくという崇高な鹿児島のいろんなそれでおっしゃったことであって、皆さん方がジェンダーフリー社会を否定するものではないと私は思っている。」というふうに申し上げたわけでございますが、今、小久保委員がおっしゃいますことは当然ではございますけれども、世界においても、日本においてもまだまだ改善しなければ、男女共同参画社会の実現というものについては、ジェンダーフリーのことも、そしていろいろな暴力、そういうことにおきましてまだまだいろいろあるわけでございますので、やはり新市においては、この世界が決め、日本が決めている線に沿って男女共同参画、その計画策定をはっきりとつくるべきであり、そして、また、今、日本で市において七十数%というそれが、今こちらとしてはないわけでございますので、やはり日本における高度な進んだ社会をつくるためにはそれが必要であろうと思っておりますので、意見を申し述べます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ほかにはご意見ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にご質問がないようでございますので、意見とかないようでございますので、協議第11号、男女共同参画事業の取扱い（協定項目の25-1）につきましては終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて、これは協定項目の25-2ということになりますが、を議題といたします。本件も企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会長から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

それでは、8ページをお開きください。協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いについての提案説明をいたします。姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて次のとおり協議を求めます。一つ、姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとする。二、国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織、事業については、合併後できるだけ早い時期に統一する。三、国際交流員招致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。四、国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。それでは、協議内容の経過と結果について概略説明をいたします。まず1番目の姉妹都市・友好都市交流についてですが、参考資料の9ページから13ページの方に載せてございます。国内の交流については、国分市、牧園町、霧島町の三つの市町、国外につきましては、霧島町、隼人町の二つの町が事業を実施しております。それぞれ歴史的なつながり、あるいは観光等を通して交流を発展させ、親交を深めているもので、国内では、国分市が岐阜県海津町と、牧園町と霧島町が長崎県小浜町と、それから国外では、霧島町がアメリカ合衆国ソノラ市と、隼人町が中国銅川市耀州区との交流を行っております。協議で関係市町から青少年育成、観光振興、特産品の販路拡大など都市間交流での成果が出されました。そのようなことで新市になっても継続して取り組むべき重要な事業であるとの総括でありました。そこで調整案といたしまして交流相手の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとした。それでは、続きまして国際交流団体についてですが、参考資料の14ページから16ページをごらんいただきたいと思います。この団体は、市民・町民レベルにおける国際交流活動を推進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより国際性豊かな人材の育成を図るとともに、国際化に対応したまちづくりに寄与することを目的とした団体で、現在、国分市、横川町、霧島町、隼人町の四つの市町に組織されております。現在、国分市、隼人町が役場内に事務局を置いておりまして、国際交流協会、それから横川町、霧島町が外部に事務局を置く組織に分かれていることから、別の事務事業に分けるべきであるとの議論になりましたが、最終的には事務局は別でも内容的に同じ事業をしているということで

同一事業としてここで取扱うことになりました。協議の結果、自主的活動をされているこのような団体を新市においても支援していくべきであるとの考えから現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。なお、現在ある国際交流協会、国際農業農村交流推進協議会、実行委員会の事務局組織と、それから海外派遣事業等の各種事業については、一体性を考えたとき、現組織の意向を聞いて合併後できるだけ早い時期に調整して統一することとしたしました。次に、国際交流員招致事業についてですが、ここではC I R、国際交流員招致事業だけを協議をいたしました。したがって、学校に派遣されております、学校等で語学を教えておりますA L T派遣事業等は教育部会で協議をいたしましたので、よろしく願いいたします。参考資料の17ページから18ページをごらんいただきたいと思います。現在、溝辺町、牧園町、霧島町、隼人町の四つの町が事業を行っております。外国青年招致事業で国際交流員（C I R）を招致して地域住民との交流活動を行うことにより市民、町民の国際社会に対する理解を深めるもので、現在、語学講座、それから料理教室、小・中学校訪問、高齢者や地域住民とのふれあい事業等を行っております。協議の結果、国際社会への理解と交流事業を目的とする国際交流員招致事業は、市民、町民からの強い要望もあり、ますます重要な施策であることから現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。また、新市での国際交流員招致事業が広域的に充実したものになるよう交流員の招致先、それから契約期間、勤務時間等の制度については、合併後調整すべきであるとの結論になりました。なお、現在事業を実施していないまちから旧市町村ごとに是非1名は配置してほしい旨の要望意見も出されたところであります。それでは、次に、国内外海外派遣事業（人材育成）についてですが、参考資料の19ページから20ページに載せてございます。青少年、壮年を国内外に派遣し、交情意欲を高め、国際化社会に適応する人材を育成するために研修助成を行うもので、現在、溝辺町、霧島町、福山町の三つの町が事業を行っております。この種の事業につきましても、基金の益金で行う事業と、それからその都度予算を計上して補助する二通りの事業がありますが、ここでは基金事業だけを協議をいたしました。協議では、先進地研修での成果があること。また、国外の文化、歴史を学ぶことで国際化に順応できる人材を養成できることから、この事業につきましても新市のまちづくりを推進するために大変重要な事業であるので、現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。なお、研修先、研修時期、補助金等の制度については、合併後により充実したものに調整すべきであるとの結論に達しました。その他参考資料として21ページの方に先進事例を掲載をいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会長から提案提案がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第12号、姉妹都市・国際交流事業の取扱いにつ

いて（協定項目**25**－**2**）は終わらせていただきます。次に、会議次第**5**の**(3)**、協議第**13**号、交通関係事業の取扱いについて、これは協定項目の**25**－**7**になりますが、を議題といたします。本件は企画専門部会と総務専門部会の所掌となっておりますので、まず初めに企画専門部会長の方から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

それでは、1番から5番までは企画専門部の方で協議をいたしましたので、説明を申し上げます。交通関係事業の取扱いについて次のとおり協議を求めます。1、JRの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2、生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。3、コミュニティバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に広域的視点に立って市民の要望、意見等を十分反映させ、より充実を図る。4、乗り合い自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。5、鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ合併時に調整し、新市に引き継ぐものとする。それでは、協議内容の経過と結果について概略説明をいたします。まず、鉄道の利用促進に関することでJRの利用促進についてですが、参考資料の**23**ページから**25**ページをごらんいただきたいと思います。鉄道のある1市5町の市町で鉄道在来線の整備や利用の促進、鉄道存続等に向けた行動を協議会、期成会で設置して行っております。さらに特徴的な取り組みとして、県内で最も古い駅舎の保存、修復を計画している隼人町、それから駅名を「霧島西口駅」から「霧島温泉駅」と改称されたのを機に駅の活性化を図っている牧園町があります。協議でJRの利用促進については、公共交通機関であるJRの果たす役割は非常に大きなものがあり、新市になっても継続して取り組むべき重要な事業であることから現行のとおり新市に引き継ぐものとした。次に、地方バス路線維持に関することで生活交通路線維持費補助事業についてですが、参考資料の**26**ページから**27**ページをごらんいただきたいと思います。地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために維持確保が必要なバス路線に、収益が赤字になった場合、国、県、市町で補助を行うもので、1市6町の全市町村で事業を行っております。なお、実際に補てんしている所は**14**年度は2市町でありました。協議で新市になって民間バスが走らせている路線バスについて赤字になった場合、廃止にすることには当然ならないので、新市においても地域住民の交通手段を確保する意味から国・県の補助事業を継続して実施するよう新市に引き継ぐものとした。次に、コミュニティバス事業についてですが、参考資料の**28**ページから**31**ページをごらんいただきたいと思います。高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段を確保することにより住民サービスを向上させ、地域の活性化を促進し、福祉の増進を図る目的で現在、横川町、霧島町、隼人町の三つの町が事業を行い、また、新たに9月1日から国分市が運行を開始いたしました。協議でコミュニティバス事業については、交通弱者や地域住民の交通手段として是非必要な運行

事業であるので、現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。なお、新市全域の運行を検討してほしい旨の意見が出されましたので、合併後に広域的視点に立って市民の要望、意見等を十分反映させ、より充実した形に調整するといたしました。次に、乗り合い自動車運送事業についてですが、参考資料の**32**ページから**34**ページをごらんいただきたいと思います。バス路線の廃止に伴い、沿線住民の交通の便宜を図るために福山町が乗り合い自動車運送事業を昭和**61**年から行っているもので、県の補助事業であります。協議で乗り合い自動車運送事業については、地域住民の交通手段を確保するために新市においても現行のとおり引き継ぐものとする。なお、合併後、旧福山町内だけの運行でなく、新市のコミュニティバス事業へ速やかに移行できるように検討することといたしました。それでは、次に、その他空港に関することについてですが、参考資料の**35**ページから**40**ページをごらんいただきたいと思います。まず、鹿児島空港の利用促進のための事業については、鹿児島空港周辺の国分市、溝辺町、横川町、隼人町の4市町が実施している事業であります。協議で新市になっても空港に関する利用促進は、今後の空港の発展を考えたとき、当然継続すべき事業であることから現行のとおり新市に引き継ぐものとしたしました。次に、空港周辺環境整備に関する各種事業については、防音工事、騒音対策事業、テレビジョン受信障害防止事業などについて直接空港がある溝辺町、隼人町の2町が実施をいたしております。協議で空港周辺環境整備に関する各種事業については、個人の負担割合等の違っている事業等について、事業の一体性を保つために必要に応じ合併時に調整してから新市に引き継ぐものとしたしました。その他参考資料として**43**ページに先進事例を掲載をいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。以上で企画専門部の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

続いて総務専門部会長の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございます。引き続きまして6から8までの交通安全に関する項目についてのご説明を申し上げます。これらの項目につきましては総務専門部会消防防災分科会において協議、検討を行っております。協議を求める内容といたしましては、6、新市に交通安全対策会議を置き、交通安全計画を新たに策定する。7、交通安全計画を具現化し、実施するために推進機関を置く。8、交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整するという内容でございます。1市6町の現在の状況につきましては**41**ページと**42**ページにお示ししてあります。また、**43**ページには先進事例がお示ししてあります。提案理由についてご説明いたします。初めに6の項目についてでございます。ここに上げております交通安全対策会議及び交通安全計画につきましてはいずれも交通安全対策基本法という法律に規定されております。この法律では、「地方公共団体は、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。」とされており、具体的には、「市町村には、市町村交通安全計画を作成す

る義務があり、その計画の作成実施のために交通安全対策会議を置くことができる。」と規定されております。この法律に基づき現在においても1市6町のいずれも交通安全対策会議を設置し、交通安全計画を策定しているところでもあります。ただ交通安全対策会議につきましては、法律上は「置くことができる。」という規定になっておりますので、まず、交通安全対策会議を置くという方針を示すことが必要ではないかということから、そこにお示ししてありますように、新市に交通安全対策会議を置き、交通安全計画を新たに策定するというふうに提案しようとするものでございます。次の7の項目についてでございますが、現在、国分市、溝辺町、隼人町及び福山町においては、交通安全推進協議会など交通安全に関する推進機関を置いて年1回以上会議を開催しているようでございます。新市においても新たに定める交通安全計画を具現化し、交通安全運動等を積極的に推進するためにもこのような推進機関を置くべきではないかということでこのように提案しております。次に、8の項目でございます。交通安全専門指導員とは交通指導や交通教育あるいは交通事故相談などを行う非常勤職員のことでございますが、現在この交通専門指導員を、交通安全専門指導員を配置しているのは国分市と隼人町だけではございますが、合併後においても全市を包括する形で配置した方が望ましいと考えられますので、そこにお示ししたとおり、交通安全専門指導員は、合併関係市町すべて包括できる配置を目指し、合併までに調整するというふうに提案したところでございます。以上で協議第13号の6から8までの項目についての提案理由等の説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会長及び総務専門部会長から提案説明がありました。一括して委員の皆様方からご質問を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

牧園町の迫田でございます。交通関係事業の取扱いについて、3と4のコミュニティバス事業並びに乗り合い自動車運送業について事務局の考え方をお伺いしたいと思いますが、この3と4についてですね牧園町と溝辺町が該当していないわけですね、現段階で。3番目の中に「広域的視点に立って市民の要望、意見等を十分反映させ、充実を図る。」とうたわれておりますが、先々この2町についてもですねこういったコミュニティバス事業の導入を図っていくというような考え方のもとであるのかどうかお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、お答えいたします。ただいまの意見につきましては専門部会の中では出されました。そのようなことで、今ここに文章に上げておりますとおり、「新市の全域を運行する形での検討をする。」ということでございます。そのような形でご理解いただければいいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにご意見、よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

横川町の福島でございます。JRの利用促進についてのところで事務局にお願いをいたします。隼人町でございますように、嘉例川駅の保存というのが隼人町でございますが、横川町におきましても今それを進めているところでございます。全く同じようです。すね平成**16**年度買収をしながら整備を行うということで今進めておりますので、記入をできたらお願いをしたいと思っております。話は部会の方では出なかったでしょうか、部会長さん。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。質問の趣旨は分かりましたかね。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

横川駅の**100**周年、大隅横川駅ですが、もう**100**周年経っております、全く同じ、隼人町にこう書いてございますとおあり、今、横川もそれを計画といいますか、思案中でございます、**16**年度買収をし、そして整備を行うということで、隼人の方には「嘉例川駅」が書いてございますが、部会の方で横川の発言はなかったものか。その辺をちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、お答えいたします。今**23**ページをごらんいただきたいと思っておりますが、ここは各市町の現況でありまして、横川町の所を見ていただきますと、そのような内容がちょっと書かれておりませんということは、出されておりました。あと隼人町の部分については出されておりました。そのようなことで出されておりましたので、協議はいたしませんでしたが、またその件については新市の方で協議をしていただければいいかというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いや、そうじゃなくて、この現実に関今そんな運動をしているので、ここに書いてないんであれば、書いた上で全体のそういうことを進めていくべきじゃないかというご質問だろうと思っております。そういうことだろうと思っております。ですから、これは資料をつくられる時また追加とか何かという形で完全に補完しとった方がいいんじゃないんでしょうか。現状の資料の中にそれが欠けているということですので、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

これは次回の協議事項となるわけですよ。ですので、その場合、記入ができないかということの質問でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。次回の協議の時には資料を整理して。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 正秋）

はい、分かりました。それでは、資料を集めて載せたいと思っております。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかはないようでございますので、協議第**13**号、交通関係事業の取扱いについて（協定項目**25**－**7**）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。続きまして会議次第**6**のその他でございます。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局の方は。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程をご連絡いたします。第**8**回協議会の会議資料の**1**ページ、会議次第の一番下の方をごらんいただきたいと思います。次回第**9**回協議会は**9**月**25**日木曜日午後**1**時**30**分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、ご出席の方をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

他に何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第**8**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 3時04分」